

立地適正化計画の策定について

1. 立地適正化計画策定の背景と目的

コンパクトな都市機能や居住の集積、交通と土地利用の連携等のまちづくりの方針を示すものとして、都市再生特別措置法の一部が改正(平成 26 年8月)され、立地適正化計画が位置づけられました。

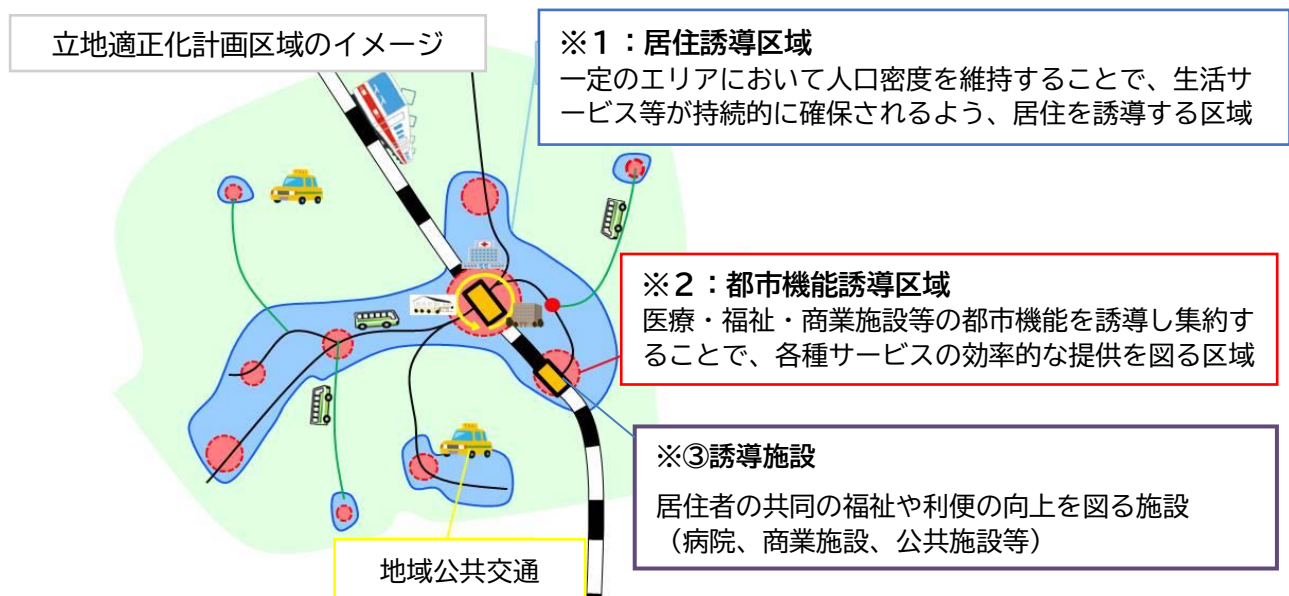
香芝市の人口は、住民基本台帳では、令和 2 年を境に、減少傾向に転じており、今後は少子高齢化が進行することが予想されます。

持続可能なまちづくりを推進するため、住居及び医療・福祉・商業施設等を駅等の拠点に誘導し、生活利便性の維持を図る「立地適正化計画」の策定を行っています。

2. 立地適正化計画とは

人口減少や少子高齢化等の社会問題に対応するため医療・商業施設等や住居がまとまって立地し、住民が公共交通によって生活利便施設にアクセスできるような都市構造の構築が全国的に推進されています。

香芝市でも、住宅や店舗、公共施設などをまちなかへ誘導し、市民生活の利便性を維持することを目的とした立地適正化計画の作成に取り組んでおり、居住誘導区域※1や都市機能誘導区域※2及び誘導施設※3を定め、コンパクトで持続可能なまちづくりを目指していきます。

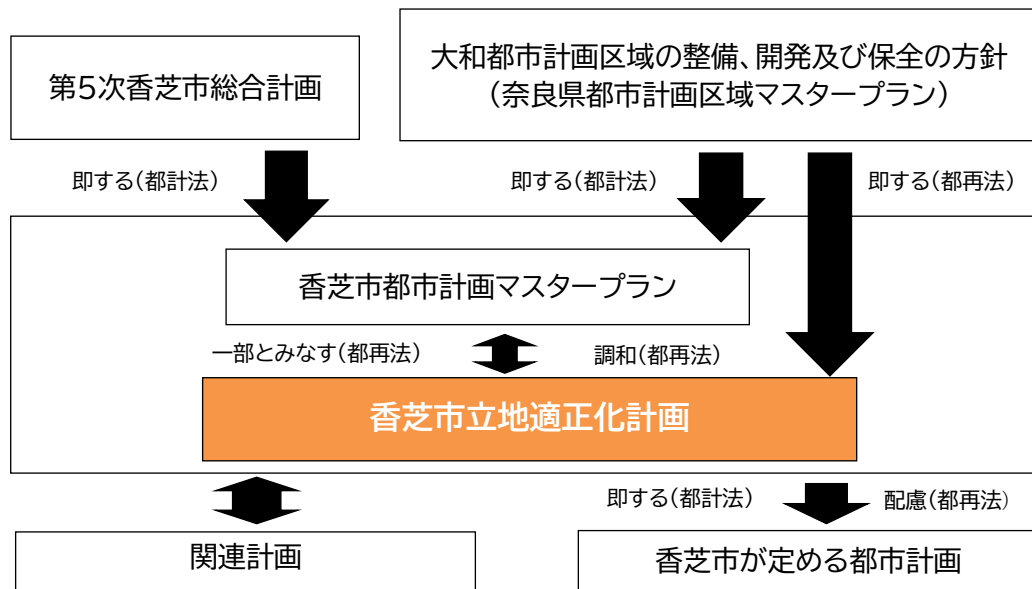


出典：国土交通省 HP より

3. 計画の位置づけ

立地適正化計画は、都市計画に関する基本的な方針の一部とみなされることとなり、香芝市都市計画マスタープランの目指す将来都市構造の実現を図るための計画となります。

また、本市の総合計画では、第5次香芝市総合計画・奈良県都市計画区域マスタープランなどの上位計画を踏まえ、公共施設管理、医療・福祉、商業、防災、交通などの各種計画と調整・整合を図ります。



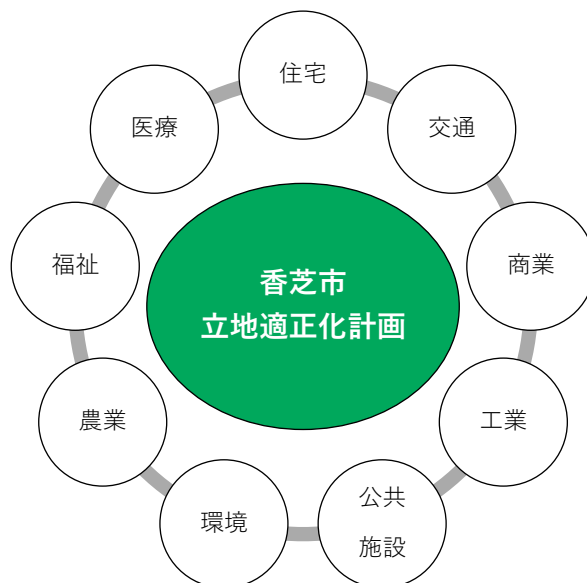
※都計法：都市計画法

※都再法：都市再生特別措置法

4. 関係施策との連携イメージ

立地適正化計画において都市機能誘導区域を設定するにあたり、医療・福祉・商業施設等、各分野の施設の立地動向や方向性を共有する必要があります。

そのため、他の担当部局等はもちろん、民間事業者、交通事業者等の様々な関係者が連携し、都市が抱える課題・ターゲットを共有して、解決に取り組んでいくことが重要です。



5. 立地適正化計画の検討の進め方

計画につきましては、香芝市附属機関設置条例にもとづき立地適正化計画策定委員会を設置し、有識者や関係機関の方々に計画内容をご審議頂いております。

策定フロー及びスケジュールは以下のとおりで、令和5年度末の完成を目標としております。計画の素案が出来た段階で、都市計画審議会の皆様にもご意見を頂きたいと思っております。

【策定のフロー】



【策定のスケジュール】

	令和5年						令和6年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 防災指針の作成		原案の検討		地域防災計画等との調整					
2. 誘導区域（案）の作成	区域（案）の作成								
3. 誘導施策の設定					調整				
4. 誘導施設の設定					調整				
5. 目標指標・数値目標の設定					調整				
6. 策定委員会		第1回		第2回			第3回	第4回(仮)	
7. 庁内照会、検討部会			庁内照会or部会			庁内照会			
8. 都市計画審議会		報告							諮問・答申
9. パブリックコメントの実施							パブコメ実施		
10. 計画書とりまとめ					原案とりまとめ		原案調整		